

自己負担上限額（月額）について

単位：円

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来＋入院）		
			一般	高額かつ長期 ※	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0 (H1)	0 (H2)	0 (H3)
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税	本人年収 ～80万9千円	2,500 (I1)	2,500 (I2)	1,000 (I3)
低所得Ⅱ	市町村民税 非課税	本人年収 80万9千円超～	5,000 (J1)	5,000 (J2)	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1万円未満		10,000 (K1)	5,000 (K2)	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満		20,000 (L1)	10,000 (L2)	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000 (M1)	20,000 (M2)	
入院時の食費			全額自己負担		

（ ）内の記号は、京都府が発行する受給者証の「階層区分」欄に記載している記号です。

健康保険上の所得区分を示す「適用区分」とは異なりますので、ご注意ください。

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者

（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）。